

第4章

計画の実現のために

第4章 計画の実現のために

第1節 住民主体のまちづくり

◆現況と課題

まちづくりの主役は住民であり、町政に対する住民の自主的で積極的な参加は、住民の意見やニーズを踏まえたまちづくりの実現に不可欠です。

本町では、これまで「まちづくりに関する条例」に基づき、自主的なまちづくり活動を支援するとともに、住民懇談会の開催や各種審議会などへの住民委員の公募などを通じて、住民の意向を把握し、住民の声を施策に反映するように努めてきました。また、情報公開条例を制定し、情報の公開を進めています。

今後は、自主的なまちづくり活動支援のための条件整備や、まちづくり活動の意識の高揚を促すまちづくり講座などの開催とともに、インターネットのホームページなどを活用した住民参加の基盤づくりや、個人情報保護などに配慮した総合的な情報公開体制の確立が必要です。

さらに、住民が積極的にまちづくりに参加し、住民が主体となってまちづくりを進めていくことができるように、まちづくり検討組織の設置など、まちづくり推進体制の確立が重要です。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第1節 住民主体のまちづくり	(1) まちづくり活動の支援	まちづくり活動支援の仕組みづくり まちづくり主体形成の促進
	(2) まちづくり推進体制の確立	情報公開と住民参加の基盤づくり まちづくり検討組織の設置

◆計 画

(1) まちづくり活動の支援

① まちづくり活動支援の仕組みづくり

住民自らが意思決定し、その決定に責任をもって自治を進めていくという地方自治の本旨を踏まえ、福祉、環境、防災、教育、文化などの分野におけるまちづくり活動の自助・共助などのシステム確立に向けた取り組みに対し、まちづくりのための基金創設の検討など、その仕組みづくりに努めます。

② まちづくり主体形成の促進

住民が生活の満足度を高め、活力に満ちた地域を築いていくことができるように、まちづくり条例の充実を図り、地域のまちづくりの検討、計画、実施を進めるまちづくり協議会の組織化に努めるとともに、住民や地域に貢献する活動やまちづくり活動に取り組むボランティア、NPO*、団体、グループなどの育成に努めます。

また、まちづくり活動の意識の高揚を促すまちづくり講座の開催、情報提供や相談体制の充実など、支援体制の充実に努めるとともに、適切な協力・連携を図ります。

さらに、広域化するまちづくり活動に対応するため、ボランティア、NPO、団体、グループなどの広域連携活動の支援に努めるとともに、身近な公共施設の維持管理などにおいても、運営に携われる機会について努めます。

(2) まちづくり推進体制の確立

① 情報公開と住民参加の基盤づくり

● 広報・広聴機能の充実

行政110番制度や行政パトロールの充実を図り、住民が気軽に安心して相談できる体制の確立に努めます。

まちづくりに関わる情報提供や住民と行政との対話機能の拡充などのため、広報「華創」の充実にも努め、まちづくり出前講座などの開催を検討する

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

とともに、インターネットのホームページなどを活用した積極的な広報・広聴活動の展開を図ります。

また、幅広い層からの情報収集や意見、提案の募集のため、意見箱「住民の声」の設置箇所を拡大し、町長への手紙、ファックス通信、町政モニターなどの取り組みの検討を進めるとともに、住民懇談会の充実を図ります。

さらに、住民意向の関連施策への反映や、処理経過と結果を公表できるシステムの検討を進めます。

● 情報公開の推進

行政運営の公平性と透明性を確保し、説明責任を果たすため、情報公開制度の適正な運営を図るとともに、住民の権利と利益を保護するため、個人情報保護に関する条例を制定するなど、プライバシー保護の徹底に努めます。

特に、各種計画の情報公開にあたっては、プロセスプランニング*の考え方にに基づき、住民にわかりやすい目標の設定に努めます。

また、行政情報の提供に関する充実を図るため、行政情報コーナーの設置やデータベース化など適切な保存・管理システムの構築を図るとともに、情報公開や個人情報保護に対する職員の意識啓発など庁内体制の確立に努め、総合的な情報公開体制の確立をめざします。

② まちづくり検討組織の設置

● 住民主体の計画づくり

住民が政策形成過程から主体的、積極的にまちづくりに参加できるように、各種の行政計画の策定や行政評価に関する審議会・委員会などに住民公募委員の参画を図ります。

また、ワークショップ*方式の採用やパブリックコメント*の導入などにより、住民参加システムの構築と充実に努めます。

● 住民主体の施策実施

住民と行政の関係を整理した上で、まちづくり協議会やNPO*などのまちづくり団体が実施主体となり、事業を進めることができる分野や内容を検討し、事業を実施するまちづくり団体との連携を図るとともに、積極的な支援に努めます。

● まちづくり検討組織の設置

まちづくりを進める上で、住民と行政の関係について、どのような姿が適正であり、どのような分野や内容において役割分担や協働が可能であるのかなど、住民主体のまちづくりの実現を検討する組織を設置します。

プロセスプランニング…住民参加等により、計画を作っていくプロセス（過程）を重視する考え方。

ワークショップ…全体による意見交換だけでなく、視察体験や小グループによる議論、提案を模造紙にまとめて発表するなどの方法により、一人ひとりが自由に意見を言える住民参加のまちづくり手法。

パブリックコメント…行政機関による規制の設定・改廃にあたり、原案を公表して事前に住民から意見や情報提供を求める制度。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

第2節 広域連携と計画的な行財政運営によるまちづくり

◆現況と課題

社会経済情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、生活圏の広域化などに伴い、行政サービスに対する住民のニーズも高度化・多様化し、広域的な行政施策の展開や計画的かつ効率的な行財政運営が必要となっています。

広域連携について、本町ではこれまで、学研都市建設に関わる京都府内の関係自治体で「京田辺・精華・木津学研都市行政連絡会」を組織し、お互いの住民生活を守り、繁栄に導くための情報交換や関係機関への働きかけを行ってきました。

また、し尿処理やゴミ処理などを相楽郡内の一部事務組合（相楽郡広域事務組合、相楽郡西部塵埃処理組合）で、効率的に共同処理するとともに、精華町、木津町、加茂町、山城町の各図書館で相互貸出サービスに取り組むなど、住民サービスの向上に努めてきました。

今後は、一層のサービスの向上をめざすため、府内の学研関係市町や相楽郡という従来の枠組みにとらわれず、連携や交流の枠組みを広げ、高度化・多様化する住民ニーズに対応していくことが必要です。また、効率的、効果的な広域行政を推進するための有効な手段の一つとして、国、府、関係市町村の情勢などを踏まえた市町村合併の研究が必要となっています。

行政運営では、人口増加や行政需要の多様化・複雑化、社会的情勢の変化に応じて、組織機構の改革に努めていくことが求められます。また、今後ますます地方分権が進展することにより、市町村事務が増加するため、適正な人員配置が必要です。さらに、住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、情報化の推進やOA機器のネットワーク化の推進により、事務処理の効率化に取り組みつつ、常に業務の実態把握をし、費用対効果を勘案しながら、事務事業の見直しを図る必要があります。



本町では、行政サービスの中でも利用度の高い窓口サービスを住民と行政の接点として改善や充実に取り組み、住民サービスコーナーの設置や移動図書館車での住民票などの発行、また、休日対応ができる証明書等自動交付機の役場庁舎内への設置や昼休み窓口の実施など利便性の向上に努めてきました。さらに新庁舎移転とともに総合窓口サービスを開始し、ワンストップ行政*を実践してきましたが、これからも窓口サービスの向上のため検証や検討を重ねながら、整備・拡充していくことが重要です。

また、窓口サービスにおける住民ニーズを満たすためには、さまざまな知識を身につけることが求められることから、職員研修制度の充実や新たな制度の導入が必要となります。本町ではこれまで、社会情勢の変化に対応できる職員の資質と能力の向上に取り組むとともに、住民の視点に立ったサービスや住民から信頼されるための研修を実施してきました。

これからも職員の一人ひとりが意識改革を図りつつ、地方分権に対応できる政策形成能力の開発や高度情報化社会に対応できる情報活用能力の開発に努める必要があります。また、住民福祉の充実や住民サービスの向上を図ることを目的として、高い人権意識を持ち、住民に信頼される真摯な接遇のできる職員の育成に取り組めます。

財政については、ここ数年の社会資本

整備及び公共公益施設整備の推進や、国の総合経済対策による公共事業の前倒し実施により、本町の債務残高が「まちの甲斐性」である標準財政規模の5倍を超える高水準に達しています。一方、長期化する景気の低迷により、税収の確保が厳しい状況であるものの、宅地開発やそれに伴う人口増加により、固定資産税や個人住民税など税収全体では増収傾向にあります。しかし、今後の宅地開発の動向やこれからの景気の先行きの不透明さによって楽観できない状況が引き続き予想されます。

こうした状況を踏まえ、健全な財政運営のためには、この基本計画にもとづき、限られた財源を、効率的に運用するとともに、常に最少の経費で最大の効果をあげるよう、その適正規模や財源について研究するとともに、税収の確保を促す施策の推進や、国と地方の財源配分の見直しとしての地方財政制度の改善を要望する必要があります。

ワンストップ行政…複数の部署へ出向がなくとも、来庁者の方がその来庁目的に応じて、行政サービスを一カ所で処理してもらえる行政のこと。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第2節 広域連携と計画的な行財政運営によるまちづくり	(1) 広域的な課題への対応	学研関係市町との連携強化 広域行政の推進
	(2) 計画的な行財政運営	行政組織の整備 行政評価システムの確立と事務効率化の推進 総合窓口サービスの充実 職員の能力開発 健全な財政の確立

◆計 画

(1) 広域的な課題への対応

① 学研関係市町との連携強化

国、府、京田辺市や木津町をはじめ、大阪府域や奈良県域の関係市町、(財)関西文化学術研究都市推進機構など関係機関との連携を図り、学研都市にふさわしいパイロットモデル事業*を誘致するなど、学研都市建設推進のための連携強化を図ります。

② 広域行政の推進

● 広域連携の強化

相楽地区広域市町村圏を構成する市町村との連携・協力だけではなく、相楽郡の枠組みを超えた連携・協力によって、公共施設の相互利用など新たに広域で取り組むべき課題について検討し、高い効率性や効果を期待できる広域連携事業を追求します。

● 市町村合併の研究

地域の将来にかかわる重要な問題であることから、住民への情報提供及び広く住民に意見を聞くとともに、効率的、効果的な広域行政を推進するため、国、府、関係市町村の情勢などの把握に努めるとともに、熟度や必要性に応じて、市町村合併の問題について研究を進めます。

(2) 計画的な行財政運営

① 行政組織の整備

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対して、総合性・機動性を発揮できるように、プロジェクトチーム制*の活用など、柔軟で弾力的な住民にわかりやすい組織運営に努めます。

また、組織の簡素・効率化を基本にスクラップ・アンド・ビルド*の徹底

パイロットモデル事業・文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと(社会的実証実験等)。

プロジェクトチーム制・既存の組織・機構に捕らわれず、特定の目的達成のために設ける一過性の組織。

スクラップ・アンド・ビルド・効率的でない組織(事業・施設)を廃止し、新しく効率のよい組織(事業・施設)を作ること。

を図り、定員適正化計画に基づき職員の適正な配置と定数管理に努めます。

② 行政評価システムの確立と事務効率化の推進

地方分権の進展に対応した自主的・自立的な行政運営を進めるために、行政改革大綱の策定に取り組みます。さらに、取り組み内容を数値目標の設定などにより具体的に示した実施計画を策定し、これに基づいた行政改革の推進を図ります。

行政事務が多様化する中で、住民のニーズに的確に対応するため行政評価システムを導入し、事務事業の見直しを行うとともに、定型事務のOA化や外部委託の推進などにより行政事務の効率化を図ります。

③ 総合窓口サービスの充実

転入・転出などの各種届出、住民票や税証明の発行など総合窓口の整備・拡充によりワンストップ行政*の充実に努め、フロア・アシスタント*などの導入による総合窓口や相談窓口への誘導など来庁者にわかりやすい窓口を実現します。総合窓口支援システムによる情報処理の迅速かつ質の高い住民サービスの提供により、渡り歩きをなくすとともに、待ち時間の短縮化を推進します。

④ 職員の能力開発

地方分権の時代に対応できる人材の育成をめざし、人材育成方針の策定と長期的な職員研修計画・内容を一層充実し、職員の能力開発を図るとともに、適材適所の人事配置に努めます。

⑤ 健全な財政の確立

● 健全な財政の確立

健全財政の維持・運営を図るため、財政計画に基づく計画的財政を押し進め、財務分析と政策評価などによる行財政運営のプロセスの改善に努めます。また、基金の運用・管理や公債費管理をはじめ、予算の編成及び財務事務の適切な執行に努めます。

● 既存の公有財産の有効活用

新たな施設設置については、その配置計画や規模について十分な検討を加えるとともに、既存施設の有効活用など効率的な運用を図ります。

● 財源の確保

着実な人口定着や産業振興策の強化などによって自主財源の確保を図るとともに、課税客体の把握と税の徴収強化に努めます。また、税源配分等の見直しについて、国等への要望に努めます。

ワンストップ行政…複数の部署へ出向がなくとも、来庁者の方がその来庁目的に応じて、行政サービスを一カ所で処理してもらえる行政のこと。
フロア・アシスタント…庁舎のホールで、不案内な来庁者に対して、来庁目的に応じて、適確に担当窓口へ誘導する、来庁者支援のための総合案内担当者。